

令和8年度 児童養護施設等退所者に対する奨学金制度 募集要項

令和8年7月
千葉県

1 趣旨

この奨学金制度は、社会的養護のもとで育った若者が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長し、社会人として自立できるように、大学等への進学のために支援を行うことを目的としています。

2 本奨学金の特徴

- (1) 大学等入学前に募集する予約型の奨学金制度です。
- (2) 奨学金は給付型であり、返還の義務はありません。
- (3) 他の奨学金との併用が可能です。
- (4) 大学等卒業後の進路、就職先などに制約はありません。

3 給付期間及び給付金額

- (1) 給付期間 正規の最短修業年数
- (2) 給付金額 年額300,000円（月額25,000円）
※年2回、6か月分をまとめて給付。

4 応募資格

次の要件に全て該当する者が対象となります。

- (1) 応募時に、千葉県（千葉市及び船橋市を含む）が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム等）、里親、ファミリーホームに措置又は委託等している者で、退所又は委託の解除により大学等に進学する者、その他児童家庭課長が特に必要と認める者。
- (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設、その他児童家庭課長が適当と認めた学校に、令和9年4月に進学を希望する者。
- (3) 経済的な事由から進学が困難な状況にあると認められる者。

5 応募方法

申請書（様式1）及び推薦書（様式2）を、下記の応募受付期間内に提出先まで郵送してください。

6 応募受付期間及び書類提出先

- (1) 受付期間 令和8年11月2日(月)から令和8年12月18日(金)
(期間内消印有効)
- (2) 提出先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室 奨学金担当

7 選定方法

提出された申請書(様式1)、推薦書(様式2)及び児童相談所長からの意見をもとに、児童家庭課長が奨学生候補者を決定し、申請者に書面で通知(2月下旬予定)します。

8 選定後の手続き

奨学生候補者として選定された者は、奨学金の給付事務を行う社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に対し、「申請書」及び「誓約書」の提出が必要となります。

また、入学後に「学業状況報告書」等の提出が必要となります。

なお、大学等に進学できなかった場合は、奨学金の給付を受けることはできません。

9 選定に係る照会・問合せ

選定理由等については公開しません。また、選定理由等にかかる問合せには応じられません。

10 他の奨学金との併用

日本学生支援機構、国、地方自治体、民間企業などからの奨学金(給付型、貸与型を問わず)及び大学の授業料免除などの学内奨学金制度との併用が可能です。

なお、他の奨学金制度等においては、併用に制約がある場合や、併給を認めていない場合がありますので御留意ください。

11 個人情報の取扱い

本募集要項により申請者から取得した個人情報については、個人情報の保護に関する基本方針に基づき、奨学金制度の運営管理の目的のためにのみ使用し、漏えい等を防止するため、適切な安全措置を講じ、厳正に管理します。

12 問い合わせ先

千葉県健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室 奨学金担当
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (本庁舎13階)
電話：043-223-2357 (直通)
FAX：043-224-4085